

旧寄中学校の利活用に向けたサウンディングの実施について

松田町は平成31年3月に閉校した旧寄中学校の利活用を図る民間事業者を公募し、令和3年4月1日から普通財産(校舎及び駐車場)の貸付を行ってきましたが、令和5年6月末に退去することになりました。

そこで、本施設の次期利活用に向けた民間事業者等の募集に先立ち、利活用のアイデアや市場性についての調査を実施します。

多くの民間事業者から優れた提案・意見をいただけることを期待しています。

1 対象施設

対象施設は、平成31年3月をもって閉校した、旧松田町立寄中学校です。

施設の所在地	松田町寄 2549 番地
敷地面積	7,880 m ² (※1)
用途地域	都市計画区域外
主な建築物の 構造・面積等	校舎：RC造3階建 延床面積：2,193 m ² ほか(※2) 駐車場としてグラウンド内(中学校校舎前)の敷地 192 m ² が利用可能。

※1 寄小学校と併設していることから、本敷地のすべてを活用することはできません。

※2 屋内運動場及びプールは対象外です。

2 施設利用の基本的な考え方

期待される利活用の方向性としては、以下の通りです。

- (1) 寄地域に貢献し、地域活力を向上させる利活用
- (2) 寄地域の活性化に繋がる利活用
- (3) 周辺環境を損なわない利活用

こうした提言を踏まえて、適切な手法・条件のもと、民間事業者と連携し本施設を利活用していくこととします。

3 利活用のイメージ

原則として校舎全てを一括して利活用していただきます。

＜活用案の例＞

- ・研修所
- ・宿泊施設
- ・農水産物生産工場
- ・各部屋をサブリース
- ・工房
- ・ロケスタジオ 等、持続可能な利活用を期待しています。

※本校舎は建築基準法2条2号に該当する特殊建築物です。

耐火建築物にはなっているものの建築基準法施行令126条の2第2項により排煙設備が免除されています。

4 お伺いしたいこと(サウンディングシートも参照ください)

- (1) 利活用のアイデア(用途など)

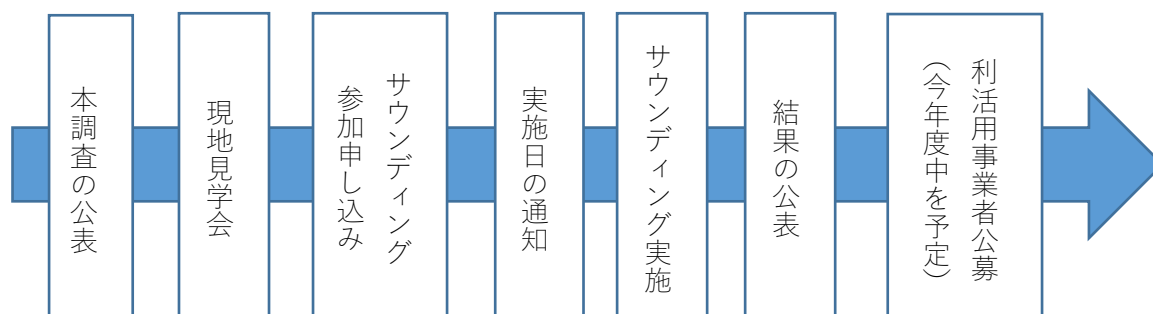
- (2) 施設の整備・改修内容（改修を行うことを想定する場合）
- (3) 本施設の利活用の手法（賃貸借等の希望、事業期間、価格帯について）
- (4) その他、事業化にあたって懸念されることや町に期待すること

5 サウンディングの実施について

(1) サウンディング対象者

参加できるのは、本施設の利活用を実施していこうと考えている法人又は法人のグループとします。

(2) サウンディングの流れ



1) 現地見学会

本施設について、現地を自由に見ていただき、現況の確認をしていただきます。参加を希望する場合は、申込期限までに事務局へ「現地見学会参加申込書」をEメールに添付して送付ください。なお、件名は「見学会参加申込」としてください。見学会の日程は次のとおりです。

※次の日時以外での見学は、隣接する小学校の学習環境の観点からご遠慮ください。

日 時 令和5年6月15日（木）午後2時00分から

場 所 現地（松田町寄 2549 番地）

申込期限 令和5年6月13日（火）午後5時まで

2) サウンディング参加申し込み

別紙「サウンディング参加申込書」に必要事項を記入いただき、申込期限までに事務局へEメールに添付して送付ください。なお、件名は「サウンディング参加申込」としてごさい。

申込期限 令和5年6月19日（月）午後5時まで

※1)の現地説明会及び見学会に参加していなくても、参加可能です。

3) 実施日の通知

意見交換は、令和5年6月26日（月）～28日（水）の間に1時間程度を目安に実施します。参加申込書に記載いただいた希望日時をもとに決定しますが、場合によって調整をお願いすることもありますので、ご承知おきください。

4) サウンディングの実施

4で示したお伺いしたいことを中心に、サウンディング・意見交換を行います。なお、企

業の知的財産の保護のため、非公開で行います。

資料等の提出は求めませんが、説明に必要な場合は自由にお持ちいただいても構いません。
また、必要に応じてサウンディングシートをご利用ください。なお、お持ちいただいた資料等も非公開とします。

5) 結果の公表

本調査の実施結果について、概要をホームページ等で公表します。なお、公表する内容については、事前に皆さんに内容について確認を行い、参加者の名称や、詳細、企業独自のアイデアやノウハウに関することは公表しません。

6) 事業者公募

意見交換の結果を踏まえて、利活用手法、諸条件の整理を行い、今年度中に利活用事業者の公募を行う予定です。

6 参加にあたっての注意事項

(1) 参加の扱い

サウンディングへの参加は、後に実施する予定である本施設の利活用事業者の公募において、優位性を持つものではありません。

(2) 参加に要する費用

サウンディングに参加することに伴う費用については、すべて参加者の負担とします。

(3) 追加のお伺い

必要に応じて、サウンディング後にも町から質問をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

(4) 参加者の制限

次のいずれかに該当する者はサウンディングに参加できません。

- 1) 松田町暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 25 日条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 4 号に規定する暴力団経営支配法人等
- 2) 1) に示すものと密接な関係を有すると認められる者
- 3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

7 事務局

松田町政策推進課定住少子化担当室定住少子化対策係

住 所 〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037

電 話 0465-84-5541

Eメール teiju@town.matsuda.kanagawa.jp